



FUCHU ART PARADE 出店者募集のご案内

2024年11月、府中駅周辺にて「FUCHU ART PARADE」を開催いたします。
アートをより身近に感じられるイベントとして、府中駅前のけやき並木通り一帯にてワークショップ体験やパフォーマンス観覧など、アートを体感できる一日となります。
会場内でご出店をいただける事業者様は「出店要項」をご覧くださいの上、ご応募頂きますようお願い致します。

出店者の皆様と一緒に、来てよかった、楽しい1日を過ごすことが出来たと多くの方に感じていただけるイベントにしていきたいと考えております。どうぞ宜しくお願いいたします。

2024年9月

府中市・まちづくり府中

【開催概要】

[名称] 市制施行70周年記念 キテキテ府中「FUCHU ART PARADE」

[目的] 府中市を象徴するけやき並木においてアートをテーマとした催しを開催することにより、市民及び市外からの来訪者がアートに触れ、豊かな感性の獲得を目指すとともに、けやき並木を新たな視点で再発見するきっかけを創出する。

[開催場所] 府中駅前けやき並木通り

[日時] 2024年11月24日(日)11:00～16:00
※雨天中止（時間雨量1mm程度の場合、決行の可能性あり）

[主催] 府中市・まちづくり府中

[事務局] まちづくり府中

[募集店舗数(予定)] 最大約10店舗予定（府中市内の事業者に限る）
※応募多数の場合、書類審査の上抽選を行います。

【出店イメージ】 ※出店位置やテントなどの備品は写真と異なる場合があります。





【出店場所】 府中駅前けやき並木通り横、西側歩道上予定

出店位置は西側の歩道上に予定しています。

※出店場所は事務局で配置を決定いたします。





FUCHU ART PARADE 出店要項

(1) 出店対象

府中市内の主に小売業、食品販売業、菓子製造業、飲食店営業(ただし火器の取り扱いは不可)、サービス業の提供が出来る事業者

(2) 出店日時

2024年11月24日(日)11:00～16:00

(3) 出店小間サイズと形態

幅 約2.0m× 奥行き 約2.0m のテント内及び、テント周囲0.5mを利用可能です。

※後述の無料貸出備品以外の必要な資材は各出店者でご用意ください。

(4) 出店の条件

◆下記の条件を満たすこと

①府中市内で事業者登録を行っていること。

②農産物・加工品を生産・加工されている方や工芸品・雑貨の販売、飲食店営業や食品販売、サービス業、ワークショップ等の提供を行う事業者。

※飲食店営業についてご提供いただける調理を伴う品目は、ガス等の火器を使わないものに
限ります。(IHコンロは使用可能)

③他店にないオリジナリティのある製品や商品の販売ができること

④本イベントのコンセプトに沿った商品を取り扱っている、または設えを工夫していただける事業者

⑤飲食店営業・食品販売・物販にかかわらず、後述の「販売の際に使用する容器包装類への配慮について」にご協力いただける事業者

⑥開催の後日、売り上げの報告並びにアンケートへご回答いただける事業者

※事業所のホームページ等で所在地を明示していない場合には、別途開業届等の資料を送りいただく必要があります。

◆販売の際に使用する容器包装類への配慮について

府中市は、2050年度に二酸化炭素実質排出ゼロを目指すゼロカーボンシティを表明しています。

出店者の皆様におかれましては、紙素材・木製容器、バイオマスプラスチック、リサイクルプラスチック等を極力ご利用いただきつつ、簡易包装での提供をお願いいたします。

◆出店料

金額は1区画あたり、消費税込の金額です。



出店形態により出店料が異なります。

※7ページ以降に中止やキャンセルについて記載していますのでご確認ください。

- ・雑貨物販など：5,000 円（貸出備品3点セット付き）
- ・飲食、食品販売：10,000 円（貸出備品3点セット付き）

《無料貸出備品》

3 点セット

①テント 2m 角 ※色はグリーン、ブラウンがありますが指定はできません。	②折りたたみテーブル 180 × 45 × 70(cm)	③テラス椅子 40 × 40 × 80(cm)
		 座面にすき間あり

※追加レンタル備品ご希望の場合は別途ご相談ください。

※テーブルにはご希望で「テーブルクロス1点」もお付けします。

テーブルクロス(ブラウン) 140 × 240(cm)



【出店者決定の判断について】

出店者の選定に関しては、オリジナリティ（既存製品を並べるだけではない等）やコンセプトとの親和性をもとに、全体的な出店内容のバランスも鑑みて総合的に審査いたします。



【出店申込みとその後の流れ】

①申込フォームによる出店申込み

申込締切：2024年10月6日(日)まで

出店の申込みは、下記の申込フォームに必要事項を入力のうえお申込ください。また、本出店要項最下部に記載されている「反社会的勢力でないこと等の表明・確約に関する規約」をよくお読みいただき、申込フォームにて同意のうえお申込みください。

※提供する商品を箇条書きで記載ください。出店審査の対象となります。

※本申込フォームに記載のない商品の販売はお控えください。(サイズ違いなどは掲載不要)

・ 出店申込フォーム

<https://forms.gle/HL3KVicCKk865XW78>



②申込に添付する書類の提出

提出期限：2024年10月6日(日)まで

メールまたはFAXにてご提出下さい。ただし、写真はメールでご提出下さい。

※期限までに書類のご提出が無いなど不備がある場合は、審査対象となりませんのでご注意ください。

◆商品紹介写真や出店イメージ写真等 2、3点（店舗紹介パンフレット、WEB・SNS告知等で使用しますので予めご了承ください。）

◆【飲食・食品販売者のみ】飲食店営業、菓子製造業、そうざい製造業、食料品等販売業等の営業許可書写し

◆【飲食・食品販売者のみ】「臨時出店届」

臨時出店届は 1枚にまとめて記入し、ご提出ください。（調理行為が発生するものは、商品毎に分けてご提出下さい。）

臨時出店届へ記載するものは、出品する食品全て記載ください。

調理行為が発生するものは、その旨も商品名の末尾にカッコ書きで記載ください。

※保健所への確認が済むまでは、出品内容は確定ではございません。

◆【飲食・食品販売者のみ】「衛生管理計画表」写し

自店で既に衛生管理計画表をご作成済の事業者は、写しをご提出ください。お持ちでない事業者は、別紙の「衛生管理計画表①」「衛生管理計画表②」へ記入し、ご提出ください。

※工場でパッケージされたものを仕入れ、そのまま販売する店舗の提出は不要です。

◆【飲食・食品販売者のみ】「記録表」

こちらは開催当日、受付へご提出ください。開催日までの3日間の記録をご提出頂きます。

※工場でパッケージされたものを仕入れ、そのまま販売する店舗の提出は不要です。

〈メール、FAX送付先〉まちづくり府中

メールアドレス：info.kitekitefuchumarche@gmail.com FAX：042-370-1785



③申込受付メールの送信

申込み受付後5営業日以内に、事務局より受付完了メールを送付いたします。返信がない場合は受信できていない場合がありますので再送をお願いします。×切後はいかなる理由でも出店申込み受付ができませんので、余裕をもってお申込みください。

④申込内容の調整

記載事項の確認や、追加必要書類の送付をメールもしくは電話でお願いする場合があります。

⑤出店可否の決定

可否の連絡日：2024年10月11日(金)頃予定

会場の予定区画数・全体の出店内容のバランス等から総合的に審査し、事務局より出店可否決定通知メールをお送りいたします。

⑥ 出店料のお振り込み

お振込み期限：2024年10月31日(木)

出店が決定した方につきまして、出店決定通知メールに記載の金額を事務局指定の口座にお振込下さい。※振込手数料はご負担ください。

⑦ 出店者説明会の実施

コンセプトの説明や当日の流れの確認、疑問点を解消する他、出店者同士のつながりづくりの場として、マルシェ出店者向けに説明会を実施します。お忙しいところ大変恐縮ですが、出店者は原則ご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

出店者説明会日程

(1) 2024年11月5日(火) 15:00~16:00 オンライン開催

(2) 2024年11月5日(火) 19:00~20:00

府中市市民活動センタープラッツ6階 料理室

⑧ イベント当日

9:45~10:45の間に会場内本部テントへお越しいただき、受付をお済ませください。飲食物販売の店舗は、受付時に「記録表」をご提出ください。

その後、所定の区画内で販売準備をしていただき、11:00になりましたら販売を開始してください。

※販売開始時間を必ず守って販売下さい。



◆当日のタイムスケジュール：

時間	全体の動き	出店者
朝から (8時~予定)	けやき並木通り車両通行止	
~10:00	主催者による 区画内に貸出備品配置	本部テントにて受付 ※9:45-10:45の間に受付へお越しください。
10:00	出店者出店準備	区画内で出店者にて備品設営 販売準備開始
11:00	イベントスタート	11時00分販売開始 ※販売開始時間を必ず守って販売下さい。
16:00	イベント終了	営業終了 片付け・清掃 ※貸出備品は区画内にまとめてください。主催者側で回収に伺います。
17:30	完全撤収	完全撤収

【搬入出について】

会場である「けやき並木通り」は道路上である為、8時~18時まで車両通行止めとなり、この時間は車両による現地への搬入出を行うことはできません。

また、専用駐車場のご用意はありません。現地への搬入出は近隣駐車場を利用し、台車などでの運搬をお願いします。（駐車料金は各事業者でご負担いただきます。）

※台車で近隣商業施設内のエレベーター等を利用しないでください。

【開催中止の判断について】

大雨、台風、強風などの悪天候、熱中症警戒特別アラートなどの状況により、開催を主催者の判断で中止する場合があります。この場合、出店料全額を返金いたします。ただし、損失補填は行いません。あらかじめご了承ください。

■悪天候が前日以前から予測される場合

原則開催2日前の11月22日(金) 17:00 に開催の可否を決定し、中止の場合のみ各出店者連絡先へメールにて連絡します。ただし、天候の変化が予想される場合は、中止の決定が前後する場合があります。

■当日に急きょ中止する場合

当日の急な荒天・災害等による中止は、決定した時点で速やかに各出店者へ電話にて連絡します。

**【出店をキャンセルされた場合】**

出店決定後の出店者都合によるキャンセルは、出店料及び追加備品レンタル料をお支払いいただきます。なお、出店者都合のキャンセルであるにも関わらずお支払いいただけない場合は、今後のイベント出店についてもお断りさせていただく場合がございます。

【出店・販売に関する注意事項】

- ・ 発電機を使用する場合は、出店申込書の該当欄に記載してください。発電機を使用する場合は発電機 1 台につき、消火器 1 台を備え付けてください。
- ・ 出店区画については主催者が決定します。出店位置のご希望は受付できません。
- ・ 商品の陳列の仕方は問いませんが、美しい陳列にご協力ください。次回の出店審査の参考にさせていただきます。地面への陳列、区画外での販売は禁止です。
- ・ 販売する「商品の名称」「価格」がお客様から一目でわかるように、POP(キャッチコピーや商品の説明)などの表示を可能な限り行ってください。価格表示については、法令等に基づく各種所定の表示を厳守してください。
- ・ 当日商品が完売した場合は、すみやかに本部までお知らせください。
- ・ 排煙、臭気、振動、大音量を伴うもの、公序良俗に反するもの、法令違反の商品は持ち込めません。
- ・ 商品、現金の管理は、出店者の責任にて管理してください。販売した商品に対する一切の責任は、出店者に帰属するものとします。
- ・ 道路や歩道を汚さないように努めてください。撤収後に汚れが見られた場合は、清掃のご協力をお願いするとともに、今後出店をお断りする場合があります。
- ・ 会場にはゴミ箱は設置しません。また、事務局では各店舗で発生したゴミを回収いたしません。商品の販売に伴い発生するお客様のゴミについても各店舗にて回収のうえ、お持ち帰りください。
- ・ ストックヤードはありません。在庫の保管は区画内で行ってください。
- ・ 調理を伴う(飲料の提供を行う)店舗は、18ℓ以上のコック付き水タンクと、水受け用バケツを設置してください。調理品目が多い場合は、調理品目ごとに複数セット・テーブルも分けてご用意いただく場合があります。テントに入りきらないような品目数の場合、複数区画でのお申し込みをお願いいたします。
- ・ 火気は使用しないでください。(電熱器は可)
- ・ 整理員の配置または立ち位置の目印を付すなど、行列の整理を行うことで混雑を防ぐ措置を各出店者にて行ってください。
- ・ 施設を汚損・破損、貸与品を損傷・紛失等された場合には補償していただきます。
- ・ 販売行為に関して、事故や苦情が発生した場合、全ての賠償責任を負っていただきます。

【食品販売の衛生管理など】

- ・ 加工食品の販売には、保健所の許認可届け出が必要な場合がありますので、各出店者の責任にお



いて各種法令を確認の上、必要に応じて取得してください。

- ・ 出店に際し、「行事における臨時出店届」と「営業許可書写し」を事務局にて取りまとめて保健所へ提出します。飲食営業や食品を取扱う出店者は、飲食店営業・菓子製造業・そうざい製造業等の許可書に加え、「臨時出店届」を申込時に提出してください。

※調理行為を伴わない食品販売と菓子製造業については、品目ごとに分けて、臨時出店届1枚の臨時出店届にまとめて記載ください。飲食店営業(調理行為)については、1品目ごとに1枚の臨時出店届の提出をお願いいたします。

- ・ 調理を伴う出店の際は、食品衛生責任者の資格を有するスタッフを常駐させてください。
- ・ 取り扱える食品の品目については、東京都福祉保健局が定めた取り扱い品目のみとし、品目の可否については、多摩府中保健所が判断いたします。お申込みの前に臨時出店者の取り扱える品目をご確認ください。
- ・ 会場内において、保健衛生に関する指示があった場合は、必ず従ってください。

【守っていただく事項】

出店時には、以下の事項を厳守してください。守っていただけない場合、即刻退場いただく場合があります。また、今後のイベント出店についてもお断りさせていただく場合がございます。

- ・ 食品衛生に関する保健所、事務局の指示を守ること。
- ・ 申し込み時の品目以外の食品の販売をしないこと。（追加書類の提出は原則認められません。）
- ・ 販売区画内や会場で飲酒・喫煙をしないこと。
- ・ 利用規制や交通規制につき主催者の指示に従うこと。
- ・ 他出店者やお客様に迷惑をかけること。
- ・ 申込書と同じ販売内容であること。
- ・ 申込者(代表者)以外の方に出店の権利を又貸ししないこと。

(必要に応じ、当日、主催者より身分を証明するものの提示を求める場合があります。)

- ・ 販売については、テントの区画内で行うこと。
- ・ テント等備品を破損した場合は、事務局に届け出ること。
- ・ 区画内や周辺に付着した汚れは清掃し、綺麗にすること。
- ・ その他、主催者・事務局・係員の指示に従うこと。

※過失内容により、相応の費用弁済をいただく場合があります。

※係員の指示に従わない場合、退場していただく場合があります。事務局の判断により退場していただいた場合、出店料の返金や損失の補填はいたしません。

【その他】

◆事故等の対応について

事務局は、出店物およびワークショップなどに関する事故に対しては、一切の責任を負いません。

◆保険について



事務局で、来場者について傷害保険に加入します。出店者につきましては、各自賠償責任保険にご加入ください。

◆記録写真の使用について

開催当日、参加各店の写真を撮影します（店舗名や出店者様の顔なども含まれます。）ので、予めご了承ください。撮影した写真は、ホームページやSNS、その他当日や次回以降の広報等で使用する場合があります。

◆出店者情報の取扱いについて

事務局では出店申込者等からご提供いただいた情報については、当イベント及び府中市又はまちづくり府中が実施する事業についてのご案内の際に利用し、それ以外には利用しません。万一、当該目的以外で利用する場合には、必ず事前にお知らせいたします。また利用目的に照らして不要となった情報については、速やか且つ適正に廃棄いたします。

【問い合わせ先】

まちづくり府中

183-0022 東京都府中市宮西町2-8-3 野口ビル2階

TEL 042-370-1960（平日 9:00-17:30）、FAX 042-370-1785

E-mail：info.kitekitefuchumarche@gmail.com



反社会的勢力でないこと等の表明・確約に関する規約

- 1 私（個人・法人・団体）及び共同出店者、または販売を行うスタッフ（従業員等）は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明いたします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員又は暴力団員でなくなつてから5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (7) 特殊知能暴力集団等
 - (8) その他前各号に準ずる者及び団体
- 2 私（個人・法人・団体）及び共同出店者、または販売を行うスタッフ（従業員等）は、現在又は将来にわたって、前号の反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する関係も有しないことを表明・確約いたします。
 - (1) 反社会的勢力によって、その経営を支配されている関係
 - (2) 反社会的勢力がその経営に実質的に関与している関係
 - (3) 反社会的勢力を役職員や顧問としたり、反社会的勢力に紛争解決の依頼や相談をしたりするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - (5) 役職員又は経営に実質的に関与しているものが、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係
- 3 私（個人・法人・団体）及び共同出店者、または出店を行うスタッフ（従業員等）は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明・確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴会の信用を棄損し、又は貴会の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 4 私（個人・法人・団体）及び共同出店者、または出店を行うスタッフ（従業員等）は、上記各項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合又はこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、まちづくり府中より出店停止・拒絶を受けても異議を申しません。これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。また、上記各項のいずれかに該当するか否かの確認のため、まちづくり府中が専門機関（府中警察署）に照会することについて同意します。

以上